

第 6 編

参 考 資 料

1 県税税目変遷状況図表

自 昭和22年度～令和5年度

	昭和 22 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33 37	38 42	43 平成 8	9 11	12 14	15	16 30	令和 元 年度	2 5	
県民税			→																		→
事業税																					→
営業税	→																				
特別所得税							→														
地方消費税																					→
不動産取得税	→		→																		→
たばこ税 (たばこ消費税)																					→
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税)																					→
入場税							→														
特別地方消費税 (遊興飲食税) (料理飲食等消費税)															→						
自動車税																					→
自動車税種別割																					→
自動車税環境性能割																					→
船道税	→		→																		
船道税	→		→																		
鉦産税				→																	→
狩猟者登録税 (狩猟者税) (狩猟免許税)																			→		
犬馬税											→										
牛馬税			→																		
固定資産税																					→
地租	→		→																		
家屋税	→		→																		
接客人税	→																				
電柱税	→		→																		
漁業権税	→			→																	
電話加入権税	→		→																		
アイスクャンデー税	→																				
電気ガス税	→			→																	
砂糖搾機税	→																				
砂糖消費税	→																				
酒消費税	→		→																		
入湯税	→		→																		
自動車取得税																					→
軽油引取税																					→
入猟税																					→
狩猟税																					→
木材引取税	→			→																	
都市計画特別税	→		→																		
水利地益税			→																		
産業廃棄物処理税																					→
森づくり県民税																					→
税目数	21	25	24	12	8	7	7	10	11	12	12	11	12	13	14	13	14	14	16	14	

2 税目別税率等の変遷一覧

税目	区分	H 3～4年度	H 5年度	H 6年度	H 7年度	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11～14年度	H 15年度		
県民税	均等割	個人	700円	700円	700円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		法人	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
			30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
			100,000円	100,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
			500,000円	500,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	
			750,000円	750,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	
	所得割	130万円以下										
		130万円超										
		150万円以下										
		150万円超										
		260万円以下										
		260万円超										
		500万円以下										
		500万円超										
		550万円以下	2%	2%	2%							
550万円超		4%	4%	4%								
700万円以下				2%	2%	2%	2%	2%	2%			
700万円超				4%	4%	3%	3%	3%	3%			
利子割		5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%		
配当割										3%		
株式譲渡所得割										3%		
法人税割	標準税率	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%		
	超過税率	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%		
事業税	事業主控除		2,400,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,900,000円	2,900,000円	
	個人事業税	税率	第一種事業	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
		第二種事業	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%		
		第三種事業あん摩業等以外	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%		
		あん摩業等	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%		
	法人事業税	収入金額課税	電気供給業（小形電気事業等・発電事業等・特定卸供給業）	資本（出資）金の額が1億円を超える法人								
			上記以外の法人	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	
			特定ガス供給業									
		上記以外の電気供給業・保険業・ガス供給業（R4以降は道管ガス供給業に限る。）										
		特別法人	400万円（10.4.1までは350万円）以下	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%
			400万円（10.4.1までは350万円）超	8%	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
			3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人	8%	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
			清算所得（H22.9.30以前の解散まで）	8%	8%	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%
		普通法人	400万円（10.4.1までは350万円）以下	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%
			400万円（10.4.1までは350万円）超	9%	9%	9%	9%	9%	9%	8.4%	7.3%	7.3%
800万円（10.4.1までは700万円）以下	9%		9%	9%	9%	9%	9%	8.4%	7.3%	7.3%		
800万円（10.4.1までは700万円）超	12%		12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%		
3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人		12%	12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%		
清算所得（H22.9.30以前の解散まで）		12%	12%	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%		
外形標準課税適用法人	400万円以下											
	400万円超											
	800万円以下											
	800万円超											
	3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人											
清算所得（H22.9.30以前の解散まで）												
付加価値額												
資本金等の額												
地方消費税	税率						25%	25%	25%	25%		

H16～18年度	H19～25年度	H26年度	H27年度	H28～29年度	H30～R元年度	R2～3年度	R4～5年度
1,500円 (森づくり県民税 500円加算)	1,500円 (森づくり県民税 500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)	2,000円 (森づくり県民税500円加算 H25～R5年度500円加算)
21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	52,500円
136,500円	136,500円	136,500円	136,500円	136,500円	136,500円	136,500円	136,500円
567,000円	567,000円	567,000円	567,000円	567,000円	567,000円	567,000円	567,000円
840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)	840,000円 (森づくり県民税 5%相当額加算)
	一律4%	一律4%	一律4%	一律4%	4% (岡山市は2%)	4% (岡山市は2%)	4% (岡山市は2%)
2%							
3%							
5%							
3%	5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%	5%	5%	5%	5%
3%	5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%	5%	5%	5%	5%
5%	5%	5.0%	3.2%	3.2%	3.2%	1.0%	1.0%
5.8%	5.8%	5.8%	4.0%	4.0%	4.0%	1.8%	1.8%
2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円
5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%
5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
1.3%	1.3%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
							収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%
							収入割0.75% 所得割1.85%
							収入割0.48% 付加価値割0.77% 資本割0.32%
							収入割1.0%
5.0%	5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%
6.6%	6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%
6.6%	6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%
6.6%	6.6%	3.6%					
5.0%	5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%
7.3%	7.3%	4.0%	4.0%	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%
9.6%	9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%
9.6%	9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%
9.6%	9.6%	5.3%					
3.8%	3.8%	1.5%	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
5.5%	5.5%	2.2%	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
7.2%	7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
7.2%	7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
7.2%	7.2%	2.9%					
0.48%	0.48%	0.48%	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%
		(20.10.1から)	(26.10.1から)			(R1.10.1から)	(R4.4.1以後開始事業年度から)
25%	25%	17/63	17/63	17/63	17/63 (R1.9.30まで) 22/78 (R1.10.1から)	22/78	22/78

税目	区 分	H 9 ～ 1 0 年 度	H 1 1 ～ 1 4 年 度	H 1 5 ～ 1 7 年 度	H 1 8 ～ 2 1 年 度	H 2 2 ～ 2 4 年 度
不 動 産	土地	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
	免税点					
	家屋	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円
	その他	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
取 得 税	特例控除(住宅)	12,000,000円 (9.4.1から)	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円 (認定長期優良住宅 H21.6.4～は 13,000,000円)	12,000,000円 (認定長期優良住宅 13,000,000円)
	住宅を新築するため取得した土地の減額(昭和55年度から中古住宅に係る土地も対象とされ、これらに減額要件が一定の住宅に係るものと限定された。)	住宅床面積×2(200㎡限度) ×㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) ×㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) ×㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) ×㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) ×㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円×3% (いずれか大きい額)
税	率	4% (住宅は3%)	4% (住宅は3%)	3% (住宅は3%)	3% (住宅以外の家屋は 18.4.1～20.3.31は3.5% 20.4.1～は4%)	3% (住宅以外の家屋は4%)
	従 た ば こ 税	従 量 割 (1,000本につき)	692円 (旧3級品は329円)	868円 (旧3級品は413円) (H11.5.1から)	969円 (旧3級品は461円) (H15.7.1から)	1,074円 (旧3級品は511円) (H18.7.1から)
課 税 額	舞踏場、 エア-ライフル射撃場、 光線銃射撃場					
	定 額 課 税	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 8級 -	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 8級 -	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 8級 -	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 8級 -	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 8級 -
課 税 額	ゴルフ場に類する施設					
	外 設 ら 外 形 利 用 税	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級				
課 税 額	たまつき場 (1卓につき)					
	課 税	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級				

税目	区 分	S59年度	S60年度	S61年度	S62年度	S63年度																				
娯 楽 元 年 施 度 設 ら ゴ ル フ 利 ュ 場 用 用 税 税	外 形 課 税	ボーリング場 (1レーンにつき)	1級 64,000円	2級 59,000円	3級 55,000円	4級 50,000円	5級 45,000円	6級 41,000円	7級 36,000円	8級 32,000円	9級 27,000円	10級 23,000円	11級 18,000円	12級 13,000円	13級 9,000円	14級 6,500円	15級 4,500円	16級 2,500円	17級 1,000円							
		パチンコ場 スマートボール場 (1台につき)	1級 465円	2級 415円	3級 365円	4級 315円	5級 265円	6級 225円	7級 185円	8級 145円	9級 115円	10級 85円	11級 -	12級 -	13級 -	14級 -	15級 -	16級 -	17級 -	18級 -	19級 -	20級 -	21級 -	22級 -	23級 -	24級 -
			ゴルフ練習場 (1人1回につき)	1級 150円	2級 130円	3級 110円	4級 100円	5級 90円	6級 80円	7級 70円	8級 60円	9級 50円	10級 40円													
				射 的 場 (1ちょうにつき)	1級 300円	2級 250円	3級 200円	4級 150円	5級 100円	6級 50円																
					アーチェリー場 (1人1日につき)	1級 150円	2級 120円	3級 100円	4級 80円	5級 70円	6級 60円	7級 50円	8級 40円	9級 30円	10級 20円											

税目	区 分		S59～63年度	H元～2年度	H3～11年度
料 理 成 元 飲 食 特 別 地 方 消 費 税 （ 平 成 元 年 度 か ら 特 別 地 方 消 費 税 ）	料理店・ バー キャ バレー	免 税 点		5,000円 (3.6.30まで)	7,500円
		税 率	10%	3%	3%
	旅 館	免 税 点	5,000円 (H1.3.31まで)	10,000円 (3.6.30まで)	15,000円
		基 礎 控 除 税 率	2,500円 10%	— 3%	— 3%
食 区 分 経 理 堂	免税点 1品の価格	1,000円	1,000円	—	
	税 率	10%	3%	—	
飲 食 店 等	免 税 点	2,500円 (H1.3.31まで)	5,000円 (3.6.30まで)	7,500円	
	税 率	10%	3%	3%	

H17～22年度		H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～5年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (初回新規登録 がR1.9.30以前)	自家用 (初回新規登録 がR1.10.1以降)
				8,600円	33,900円	8,600円	33,900円	
				9,700円	39,600円	9,700円	39,600円	
				10,900円	45,400円	10,900円	45,400円	
				15,800円	51,700円	15,800円	51,700円	
				18,000円	58,600円	18,000円	58,600円	
				20,500円	66,700円	20,500円	66,700円	
				23,500円	76,400円	23,500円	76,400円	
				27,100円	87,900円	27,100円	87,900円	
				31,200円	101,200円	31,200円	101,200円	
				46,800円	127,600円	46,800円	127,600円	
8,200円	32,400円	8,200円	32,400円					
9,300円	37,900円	9,300円	37,900円					
10,400円	43,400円	10,400円	43,400円					
15,100円	49,500円	15,100円	49,500円					
17,200円	56,100円	17,200円	56,100円					
19,600円	63,800円	19,600円	63,800円					
22,500円	73,100円	22,500円	73,100円					
25,900円	84,100円	25,900円	84,100円					
29,900円	96,800円	29,900円	96,800円					
44,700円	122,100円	44,700円	122,100円					
				2,000円	7,500円	2,000円	7,500円	6,500円
				2,500円	9,000円	2,500円	9,000円	8,000円
				2,500円	10,000円	2,500円	10,000円	9,000円
				3,500円	11,500円	3,500円	11,500円	11,000円
				4,000円	13,000円	4,000円	13,000円	12,500円
				4,500円	14,500円	4,500円	14,500円	14,500円
				5,500円	17,000円	5,500円	17,000円	16,500円
				6,000円	19,500円	6,000円	19,500円	19,000円
				7,000円	22,000円	7,000円	22,000円	22,000円
				10,500円	28,000円	10,500円	28,000円	27,500円
				2,000円	7,500円	2,000円	7,500円	6,500円
4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	12,500円
4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	15,500円
5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	18,000円
7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	22,000円
8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	25,000円
9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	28,500円
10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	33,000円
12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	38,000円
14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	43,500円
20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	55,000円
4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	12,500円
6,000円	22,500円	6,000円	22,500円					
6,500円	26,000円	6,500円	26,000円					
7,500円	30,000円	7,500円	30,000円					
10,500円	34,000円	10,500円	34,000円					
12,000円	38,500円	12,000円	38,500円					
13,500円	43,500円	13,500円	43,500円					
15,500円	50,000円	15,500円	50,000円					
18,000円	57,500円	18,000円	57,500円					
20,500円	66,000円	20,500円	66,000円					
31,000円	83,500円	31,000円	83,500円					
7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	25,000円
8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	30,500円
9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	36,000円
13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	43,500円
15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	50,000円
17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	57,000円
20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	65,500円
23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	75,500円
27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	87,000円
40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	110,000円
7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	25,000円

税目	区分		H2年度		H3～5年度		H6～13年度		
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	トラック	重課	最大積載量が1トン以下のもの						
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの						
			〃 2トン 〃 3トン 〃						
			〃 3トン 〃 4トン 〃						
			〃 4トン 〃 5トン 〃						
			〃 5トン 〃 6トン 〃						
			〃 6トン 〃 7トン 〃						
			〃 7トン 〃 8トン 〃						
			〃 8トン 〃 9トン 〃						
			〃 9トン 〃 10トン 〃						
	10トンを超えるもの								
	トラック	軽課	最大積載量が1トン以下のもの						
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの						
			〃 2トン 〃 3トン 〃						
			〃 3トン 〃 4トン 〃						
			〃 4トン 〃 5トン 〃						
			〃 5トン 〃 6トン 〃						
			〃 6トン 〃 7トン 〃						
			〃 7トン 〃 8トン 〃						
			〃 8トン 〃 9トン 〃						
			〃 9トン 〃 10トン 〃						
	10トンを超えるもの								
	トラック	軽課	最大積載量が1トン以下のもの						
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの						
			〃 2トン 〃 3トン 〃						
			〃 3トン 〃 4トン 〃						
			〃 4トン 〃 5トン 〃						
			〃 5トン 〃 6トン 〃						
			〃 6トン 〃 7トン 〃						
			〃 7トン 〃 8トン 〃						
			〃 8トン 〃 9トン 〃						
			〃 9トン 〃 10トン 〃						
	10トンを超えるもの								
	トラック	軽課	最大積載量が1トン以下のもの						
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの						
			〃 2トン 〃 3トン 〃						
			〃 3トン 〃 4トン 〃						
			〃 4トン 〃 5トン 〃						
			〃 5トン 〃 6トン 〃						
			〃 6トン 〃 7トン 〃						
			〃 7トン 〃 8トン 〃						
			〃 8トン 〃 9トン 〃						
			〃 9トン 〃 10トン 〃						
	10トンを超えるもの								
	トラック	適合車	最大積載量が1トン以下のもの	6,000円	7,000円	3,200円	4,000円		
			1トンを超え2トン以下のもの	8,500円	10,000円	4,500円	5,700円		
	トラック	その他	最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
			〃 1.0トンを超え2トン以下のもの	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
			〃 2トン 〃 3トン 〃	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
			〃 3トン 〃 4トン 〃	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
			〃 4トン 〃 5トン 〃	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
			〃 5トン 〃 6トン 〃	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
			〃 6トン 〃 7トン 〃	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
			〃 7トン 〃 8トン 〃	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
			〃 8トン 〃 9トン 〃	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
			〃 9トン 〃 10トン 〃	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
	10トンを超えるもの	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算		

H14～16年度		H17～22年度		H23～26年度		H27～R5年度	
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円
9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円
13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円
20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円
32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円
37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円
42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円
1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算
						2,000円	2,000円
						2,500円	3,000円
						3,000円	4,000円
						4,000円	5,500円
						5,000円	6,500円
						5,500円	7,500円
						6,500円	9,000円
						7,500円	10,500円
						8,700円	12,100円
						9,900円	13,700円
						1トン増ごと 1,200円加算	1トン増ごと 1,600円加算
3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円
4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円
7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円
9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円
19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円
1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算
5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円		
7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	7,000円	9,000円		
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円		
11,500円	15,500円	11,500円	15,500円	11,500円	15,500円		
14,000円	19,500円	14,000円	19,500円	14,000円	19,500円		
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円		
19,500円	26,500円	19,500円	26,500円	19,500円	26,500円		
22,500円	30,500円	22,500円	30,500円	22,500円	30,500円		
26,000円	35,200円	26,000円	35,200円	26,000円	35,200円		
29,500円	39,900円	29,500円	39,900円	29,500円	39,900円		
1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算		
6,000円	7,000円						
8,000円							
10,500円	14,000円						
13,500円	18,000円						
16,500円	22,500円						
19,500円	26,500円						
22,500円	30,500円						
26,000円	35,500円						
30,100円	41,000円						
34,200円	46,500円						
1トン増ごと 4,100円加算	1トン増ごと 5,500円加算						
6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算

税目	区分				H2～5年度		H6～13年度		H14～16年度		
					営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	
					自動車		トラック		バス		
自動車税	けん引車	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					8,200円	11,200円	
			概ね75%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					16,600円	22,600円	
			概ね50%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					4,000円	5,500円	
			概ね25%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					6,000円	8,000円	
			概ね13%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					11,500円	15,500円	
				四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの					7,000円	9,000円	
			公害規制適合車	3,700円	5,100円						
			その他	7,500円	10,300円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円		
			被けん引車	15,100円	20,600円	15,100円	20,600円	15,100円	20,600円		
			小型自動車に属するもの	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円		
	普通自動車に属するもの	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円				
		8トン以下	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円			
		8トンを超えるもの	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算			
トラック	貨物兼用車	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの					4,100円	5,700円	
			概ね75%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの					5,200円	6,900円	
			概ね50%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの					6,900円	8,800円	
			概ね25%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの					1,800円	2,600円	
			概ね13%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの					2,300円	3,200円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの					3,200円	4,000円	
			公害規制適合車	1,800円	2,600円	1,800円	2,600円	1,800円	2,600円		
			その他	2,300円	3,100円	2,300円	3,100円	2,300円	3,100円		
				3,100円	4,000円	3,100円	4,000円	3,100円	4,000円		
				3,700円	5,200円	3,700円	5,200円	3,700円	5,200円		
バス	乗客専用車	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					29,100円	13,200円	
			概ね75%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					35,200円	15,900円	
			概ね50%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					41,800円	19,200円	
			概ね25%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					48,400円	22,000円	
			概ね13%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					55,500円	24,700円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					62,700円	28,000円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					70,400円	31,900円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの						36,300円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの						45,100円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの						53,900円	
バス	乗客専用車	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					13,500円	6,000円	
			概ね75%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					16,000円	7,500円	
			概ね50%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					19,000円	9,000円	
			概ね25%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					22,000円	10,000円	
			概ね13%軽課	乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					25,500円	11,500円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					28,500円	13,000円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					32,000円	14,500円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					6,000円	16,500円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					7,500円	20,500円	
				乗車定員が30人以下のもの " 30人を超え40人以下のもの " 40 " 50 " " 50 " 60 " " 60 " 70 " " 70 " 80 " " 80人を超えるもの					9,000円	24,500円	

税目	区分		H2～5年度		H6～13年度		H14～16年度						
			営業用	家用	営業用	家用	営業用	家用					
自動車税 (令和元年10月1日から)	自動車税 バ ン 化 税 制 対 象 車 軽 課	グ リ ー ン %	乗員定員が30人以下のもの						そ の 他	20,000円	9,000円		
			" 30人を超え40人以下のもの							24,000円	11,000円		
			" 40 " 50 "							28,500円	13,500円		
			" 50 " 60 "							33,000円	15,000円		
			" 60 " 70 "							38,000円	17,000円		
			" 70 " 80 "							43,000円	19,500円		
			80人を超えるもの							48,000円	22,000円		
			乗員定員が30人以下のもの							9,000円	25,000円		
			" 30人を超え40人以下のもの							11,000円	31,000円		
			" 40 " 50 "							13,500円	37,000円		
			" 50 " 60 "							15,000円	43,000円		
			" 60 " 70 "							17,000円	49,500円		
		" 70 " 80 "						19,500円	55,500円				
		80人を超えるもの						22,000円	62,500円				
		乗員定員が30人以下のもの						23,500円	10,500円				
		" 30人を超え40人以下のもの						28,000円	13,000円				
		" 40 " 50 "						33,500円	15,500円				
		" 50 " 60 "						38,500円	17,500円				
		" 60 " 70 "						44,000円	20,000円				
		" 70 " 80 "						50,000円	22,500円				
		80人を超えるもの						56,000円	25,500円				
		乗員定員が30人以下のもの						10,500円	29,000円				
		" 30人を超え40人以下のもの						13,000円	36,000円				
		" 40 " 50 "						15,500円	43,000円				
		" 50 " 60 "						17,500円	50,000円				
		" 60 " 70 "						20,000円	57,000円				
		" 70 " 80 "						22,500円	64,500円				
		80人を超えるもの						25,500円	72,500円				
		公書規制 適合車		乗員定員が30人以下のもの		一般乗合用 6,000円	スクールバス 6,000円						
						その他 13,200円	その他 16,500円						
		そ の 他		乗員定員が30人以下のもの		26,500円	12,000円	26,500円	12,000円	26,500円	12,000円	12,000円	
				" 30人を超え40人以下のもの		32,000円	14,500円	32,000円	14,500円	32,000円	14,500円	32,000円	14,500円
				" 40 " 50 "		38,000円	17,500円	38,000円	17,500円	38,000円	17,500円	38,000円	17,500円
				" 50 " 60 "		44,000円	20,000円	44,000円	20,000円	44,000円	20,000円	44,000円	20,000円
				" 60 " 70 "		50,500円	22,500円	50,500円	22,500円	50,500円	22,500円	50,500円	22,500円
				" 70 " 80 "		57,000円	25,500円	57,000円	25,500円	57,000円	25,500円	57,000円	25,500円
	80人を超えるもの			64,000円	29,000円	64,000円	29,000円	64,000円	29,000円	64,000円	29,000円		
	乗員定員が30人以下のもの			12,000円	33,000円	12,000円	33,000円	12,000円	33,000円	12,000円	33,000円		
	" 30人を超え40人以下のもの			14,500円	41,000円	14,500円	41,000円	14,500円	41,000円	14,500円	41,000円		
	" 40 " 50 "			17,500円	49,000円	17,500円	49,000円	17,500円	49,000円	17,500円	49,000円		
	" 50 " 60 "			20,000円	57,000円	20,000円	57,000円	20,000円	57,000円	20,000円	57,000円		
	" 60 " 70 "			22,500円	66,500円	22,500円	66,500円	22,500円	66,500円	22,500円	66,500円		
	" 70 " 80 "		25,500円	74,000円	25,500円	74,000円	25,500円	74,000円	25,500円	74,000円			
	80人を超えるもの		29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円			
	小 型 三 輪 ト ラ ク ク		概ね10%重課							4,900円	6,600円		
			" けん引車							7,300円	9,600円		
			最大積載量が1トン以下のもの							4,200円	5,800円		
			" 1トンを超えるもの										
			概ね75%軽課										
			" けん引車										
			最大積載量が1トン以下のもの							2,500円	3,000円		
			" 1トンを超えるもの							3,500円	4,500円		
			概ね50%軽課										
			" けん引車							2,000円	3,000円		
			最大積載量が1トン以下のもの							3,500円	4,500円		
			" 1トンを超えるもの							5,500円	7,000円		
	概ね25%軽課												
	" けん引車							3,000円	4,000円				
	最大積載量が1トン以下のもの							4,000円	5,500円				
	" 1トンを超えるもの							6,000円	8,000円				
	概ね13%軽課												
	" けん引車							3,500円	5,000円				
	特 種 用 途 車		壺きゆう車							11,400円	15,100円		
			" 宣伝車							15,100円	20,500円		
			" 普通車							24,200円	33,000円		
			" 車両重量が5トン以下のもの							12,300円	15,900円		
	ク レ ー ン 車		" 5トンを超え10トン以下のもの							18,400円	25,100円		
			" 10トンを超えるもの							29,100円	39,400円		

H17～22年度				H23～26年度				H27～R5年度			
営業用		自家用		営業用		自家用		営業用		自家用	
その他	20,000円	学校に規定するバス	9,000円	その他	20,000円	学校に規定するバス	9,000円	その他		学校に規定するバス	
	24,000円		11,000円		24,000円		11,000円				
	28,500円		13,500円		28,500円		13,500円				
	33,000円		15,000円		33,000円		15,000円				
	38,000円		17,000円		38,000円		17,000円				
	43,000円		19,500円		43,000円		19,500円				
	48,000円		22,000円		48,000円		22,000円				
一般乗合用	9,000円	その他	25,000円	一般乗合用	9,000円	その他	25,000円	一般乗合用		その他	
	11,000円		31,000円		11,000円		31,000円				
	13,500円		37,000円		13,500円		37,000円				
	15,000円		43,000円		15,000円		43,000円				
	17,000円		49,500円		17,000円		49,500円				
	19,500円		55,500円		19,500円		55,500円				
	22,000円		62,500円		22,000円		62,500円				
その他		学校に規定するバス		その他		学校に規定するバス		その他		学校に規定するバス	
一般乗合用		その他		一般乗合用		その他		一般乗合用		その他	
その他	26,500円	学校に規定するバス	12,000円	その他	26,500円	学校に規定するバス	12,000円	その他	26,500円	学校に規定するバス	12,000円
	32,000円		14,500円		32,000円		14,500円		32,000円		14,500円
	38,000円		17,500円		38,000円		17,500円		38,000円		17,500円
	44,000円		20,000円		44,000円		20,000円		44,000円		20,000円
	50,500円		22,500円		50,500円		22,500円		50,500円		22,500円
	57,000円		25,500円		57,000円		25,500円		57,000円		25,500円
	64,000円		29,000円		64,000円		29,000円		64,000円		29,000円
一般乗合用	12,000円	その他	33,000円	一般乗合用	12,000円	その他	33,000円	一般乗合用	12,000円	その他	33,000円
	14,500円		41,000円		14,500円		41,000円		14,500円		41,000円
	17,500円		49,000円		17,500円		49,000円		17,500円		49,000円
	20,000円		57,000円		20,000円		57,000円		20,000円		57,000円
	22,500円		65,500円		22,500円		65,500円		22,500円		65,500円
	25,500円		74,000円		25,500円		74,000円		25,500円		74,000円
	29,000円		83,000円		29,000円		83,000円		29,000円		83,000円
4,900円		6,600円		4,900円		6,600円		4,900円		6,600円	
7,300円		9,600円		7,300円		9,600円		7,300円		9,600円	
4,200円		5,800円		4,200円		5,800円		4,200円		5,800円	
								1,500円		1,500円	
								2,000円		2,500円	
								1,000円		1,500円	
2,500円		3,000円		2,500円		3,000円		2,500円		3,000円	
3,500円		4,500円		3,500円		4,500円		3,500円		4,500円	
2,000円		3,000円		2,000円		3,000円		2,000円		3,000円	
3,500円		4,500円		3,500円		4,500円					
5,500円		7,000円		5,500円		7,000円					
3,000円		4,000円		3,000円		4,000円					
4,500円		6,000円		4,500円		6,000円		4,500円		6,000円	
6,700円		8,800円		6,700円		8,800円		6,700円		8,800円	
3,900円		5,300円		3,900円		5,300円		3,900円		5,300円	
11,400円		15,100円		11,400円		15,100円		11,400円		15,100円	
15,100円		20,500円		15,100円		20,500円		15,100円		20,500円	
24,200円		33,000円		24,200円		33,000円		24,200円		33,000円	
12,300円		15,900円		12,300円		15,900円		12,300円		15,900円	
18,400円		25,100円		18,400円		25,100円		18,400円		25,100円	
29,100円		39,400円		29,100円		39,400円		29,100円		39,400円	

税目	区 分				H14～22年度			
					営業用	自家用		
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特種用	概ね15%	キャンピング車	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 6.0リットルを超えるもの	普通車小型車			
				排気量が1.0リットル以下のもの	普通車小型車	25,900円		
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車小型車	30,300円		
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車小型車	34,700円		
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車小型車	39,600円		
	" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車小型車	44,800円					
	" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車小型車	51,000円					
	" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車小型車	58,500円					
	" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車小型車	67,300円					
	" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車小型車	77,400円					
	" 6.0リットルを超えるもの	普通車小型車	97,600円					
	課	その他	普通車	コンクリートミキサー車		28,000円	38,500円	
				タンク車		24,200円	33,000円	
			小型車	その他		19,400円	26,400円	
				四輪以上のもの		12,400円	16,800円	
			三輪のもの		7,000円	9,400円		
	制	概	霊きゆう車					
			宣伝車	小型車				
			普通車					
		ね	クレーン車	車両重量が5トン以下のもの				
			"	5トンを超え10トン以下のもの				
			"	10トンを超えるもの				
		75%	キャンピング車	排気量が1.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車小型車			
				" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車小型車			
	" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの			普通車小型車				
	" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの			普通車小型車				
	" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの			普通車小型車				
	" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの			普通車小型車				
	" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車小型車						
	" 6.0リットルを超えるもの	普通車小型車						
	課	その他	普通車	コンクリートミキサー車				
				タンク車				
			小型車	その他				
				四輪以上のもの				
			三輪のもの					

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～5年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録 がR1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録 がR1.10.1以降)
			27,100円		27,100円	
			31,700円		31,700円	
			36,300円		36,300円	
			41,400円		41,400円	
			46,900円		46,900円	
			53,300円		53,300円	
			61,100円		61,100円	
			70,300円		70,300円	
			80,900円		80,900円	
			102,100円		102,100円	
	25,900円					
	30,300円					
	34,700円					
	39,600円					
	44,800円					
	51,000円					
	58,500円					
	67,300円					
	77,400円					
	97,600円					
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	
19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	
12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	
7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	
		3,000円	3,500円	3,000円	3,500円	
		3,500円	5,000円	3,500円	5,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	
			6,000円		6,000円	5,000円
			7,000円		7,000円	6,500円
			8,000円		8,000円	7,500円
			9,000円		9,000円	9,000円
			10,500円		10,500円	10,000円
			12,000円		12,000円	11,500円
			13,500円		13,500円	13,500円
			15,500円		15,500円	15,500円
			18,000円		18,000円	17,500円
			22,500円		22,500円	22,000円
		6,500円	9,000円	6,500円	9,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	

税目	区分		H14～22年度			
			営業用	自家用		
自動車税 (令和元年10月1日から自動車税種別割)	特種化課税対象車	概ね50%	軽車	普通車	5,500円	7,000円
			小型車	普通車	7,000円	9,500円
			普通車	普通車	11,000円	15,000円
			車両重量が5トン以下のもの	普通車	6,000円	7,500円
			5トンを超え10トン以下のもの	普通車	8,500円	11,500円
			10トンを超えるもの	普通車	13,500円	18,000円
			排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		12,000円
			1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		14,000円
			1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		16,000円
			2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車		18,000円
		2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車		20,500円	
		3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車		23,500円	
		3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車		27,000円	
		4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車		31,000円	
		4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車		35,500円	
		6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車		44,500円	
		その他	普通車	コンクリートミキサー車	13,000円	17,500円
			タンク車		11,000円	15,000円
			その他		9,000円	12,000円
			小型車	四輪以上のもの	6,000円	8,000円
			三輪のもの	3,500円	4,500円	
		概ね25%	軽車	普通車	8,000円	10,500円
		小型車	普通車	10,500円	14,500円	
		普通車	普通車	16,500円	22,500円	
		車両重量が5トン以下のもの	普通車	8,500円	11,000円	
		5トンを超え10トン以下のもの	普通車	13,000円	17,500円	
		10トンを超えるもの	普通車	20,000円	27,000円	
		排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車		18,000円	
		1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車		21,000円	
		1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車		24,000円	
		2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車		27,000円	
		2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車		31,000円	
		3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車		35,000円	
		3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車		40,000円	
		4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車		46,000円	
		4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車		53,000円	
		6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車		67,000円	
		その他	普通車	コンクリートミキサー車	19,500円	26,500円
			タンク車		16,500円	22,500円
			その他		13,500円	18,000円
		小型車	四輪以上のもの	8,500円	11,500円	
			三輪のもの	5,000円	6,500円	

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～5年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録 がR1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録 がR1.10.1以降)
5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	
7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	
8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	
13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	
	12,000円		12,000円		12,000円	10,000円
	14,000円		14,000円		14,000円	12,500円
	16,000円		16,000円		16,000円	14,500円
	18,000円		18,000円		18,000円	17,500円
	20,500円		20,500円		20,500円	20,000円
	23,500円		23,500円		23,500円	23,000円
	27,000円		27,000円		27,000円	26,500円
	31,000円		31,000円		31,000円	30,500円
	35,500円		35,500円		35,500円	35,000円
	44,500円		44,500円		44,500円	44,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	
3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	
8,000円	10,500円					
10,500円	14,500円					
16,500円	22,500円					
8,500円	11,000円					
13,000円	17,500円					
20,000円	27,000円					
	18,000円					
	21,000円					
	24,000円					
	27,000円					
	31,000円					
	35,000円					
	40,000円					
	46,000円					
	53,000円					
	67,000円					
19,500円	26,500円					
16,500円	22,500円					
13,500円	18,000円					
8,500円	11,500円					
5,000円	6,500円					

税目	区分		H3～5年度		H6～7年度		H8～12年度										
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用									
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特種用途車	グリーン化税制対象車	概ね13%	軽課	霊きゆう車												
					宣伝車	小型車											
						普通車											
					クレーン車	車両重量が5トン以下のもの											
						〃 5トンを超え10トン以下のもの											
						〃 10トンを超えるもの											
					キャンピング車	総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車										
							小型車										
						〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車										
							小型車										
						〃 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車										
							小型車										
						〃 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車										
							小型車										
						〃 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車										
							小型車										
					その他	普通車	コンクリートミキサー車										
							タンク車										
							その他										
						小型車	四輪以上のもの										
							三輪のもの										
							その他										
						その他	公害規制適合車	霊きゆう車									
								宣伝車	小型車	5,200円	6,900円						
									普通車	6,900円	9,300円						
								クレーン車	車両重量が5トン以下のもの	11,000円	15,000円						
					〃 5トンを超え10トン以下のもの				5,600円	7,200円							
					〃 10トンを超えるもの				8,400円	11,400円							
					その他			普通車	コンクリートミキサー車	12,700円	17,500円						
									その他	8,800円	12,000円						
								小型車（四輪以上のもの）	5,600円	7,600円							
					その他			その他	霊きゆう車	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円		
									宣伝車	小型車	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	
										普通車	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
									クレーン車	車両重量が5トン以下のもの	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	
										〃 5トンを超え10トン以下のもの	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	
										〃 10トンを超えるもの	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	
									キャンピング車	総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車						23,600円
											小型車						18,000円
										〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車						25,200円
											小型車						19,400円
										〃 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車						26,500円
											小型車						20,700円
										〃 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車						28,000円
											小型車						22,200円
										〃 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車						29,600円
											小型車						23,800円
									その他	普通車	コンクリートミキサー車	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
											タンク車	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
											被けん引車	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円
											その他	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円
										小型車	四輪以上のもの	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円
											三輪のもの	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円
											その他	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円

H13年度		H14～16年度		H17～26年度		H27～R元年度 (R1.9.30まで)		R元年度 (R1.10.1から)～5年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.10.1以降)
		9,500円	12,500円							
		12,500円	16,500円							
		19,500円	26,500円							
		10,000円	13,000円							
		15,000円	20,000円							
		23,500円	31,500円							
			21,000円							
			24,500円							
			27,500円							
			31,500円							
			35,500円							
			40,500円							
			46,500円							
			53,500円							
			61,500円							
			77,500円							
		22,500円	30,500円							
		19,500円	26,500円							
		15,500円	21,000円							
		10,000円	13,500円							
		6,000円	7,500円							
10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	
13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	
22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	
16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	
26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	
	23,600円		23,600円		23,600円		23,600円		23,600円	20,000円
	20,700円									
	26,400円		27,600円		27,600円		27,600円		27,600円	24,400円
	23,500円									
	29,000円		31,600円		31,600円		31,600円		31,600円	28,800円
	26,100円									
	32,000円		36,000円		36,000円		36,000円		36,000円	34,800円
	29,100円									
	35,200円		40,800円		40,800円		40,800円		40,800円	40,000円
	32,300円									
	38,800円		46,400円		46,400円		46,400円		46,400円	45,600円
	35,900円									
	43,400円		53,200円		53,200円		53,200円		53,200円	52,400円
	40,500円									
	48,800円		61,200円		61,200円		61,200円		61,200円	60,400円
	45,900円									
	54,800円		70,400円		70,400円		70,400円		70,400円	69,600円
	51,900円									
	67,200円		88,800円		88,800円		88,800円		88,800円	88,000円
	64,300円									
25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	
22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	
17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	
11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	
6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	
3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	

税目	区 分	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 年度	H 1 2 年度	H 1 3 年度
狩 猟 者 登 録 税	甲乙種免許（当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者）	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	そ の 他 の 者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	丙 種 免 許	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
固 定 資 産 税	税 率	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
軽 油 引 取 税	税 率（軽油1キロリットル）	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
入 猟 税	甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
狩 猟 税	〔一〕は、対象鳥獣捕獲前1年以内に係る狩猟者登録簿に記載されている者の登録	第一種銃猟免許（18年度までは網・わな猟免許を含む。）に係る狩猟者の登録							
		都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
	網 猟 免 許 又 は わ な 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録	都道府県民税の所得割額の納付を要しない者							
		都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要しない者								
産 業 廃 棄 物 処 理 税	税 率（最終処分場へ搬入される産業廃棄物1tにつき）								
自 動 車 税 環 境 性 能 割	免 税 点								
	税 率								
	特 例 措 置								

H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21～26年度	H27～R2年度(自動車税環境性能制はR1.10.1～)	R3～4年度	R5年度
4,500円	4,500円									
10,000円	10,000円									
3,300円	3,300円									
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	(4/1～4/30) 15,000円 (5/1～) 32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
6,500円	6,500円									
2,200円	2,200円									
		16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円 (8,200円)	16,500円 (8,200円)	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】
		11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円 (5,500円)	11,000円 (5,500円)	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】
					8,200円	8,200円 (4,100円)	8,200円 (4,100円)	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】
					5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
								500,000円	500,000円	500,000円
								自動車の排出ガス基準及び燃費基準に 応じて、非課税 となるか、0.5%、 1%、2%又は3% が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に 応じて、非課税 となるか、0.5%、 1%、2%又は3% が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に 応じて、非課税 となるか、0.5%、 1%、2%又は3% が適用される。
								○自家用乗用車 R1.10.1～R3.3.31 までの取得 税率を1%軽減す る。 ○一定の基準に該 当する①ノンステ ップバス、②リフ ト付バス、③ユニ バーサルデザイン シヤシー R1.10.1～R3.3.31 までの取得 それぞれ取得価額 から次の額を控除 したものを課税標 準額とする。①10 00万円、②650万 円又は200万円、 ③100万円	○自家用乗用車 R1.10.1～R3.12.31 までの取得 税率を1%軽減す る。 ○一定の基準に該 当する①ノンステ ップバス、②リフ ト付バス、③ユニ バーサルデザイン シヤシー R1.10.1～R4.3.31 までの取得 それぞれ取得価額 から次の額を控除 したものを課税標 準額とする。①10 00万円、②800万 円又は650万円、 200万円、③100万 円	○一定の基準に該 当する①ノンステ ップバス、②リフ ト付バス、③ユニ バーサルデザイン シヤシー 条件等に応じて それぞれ取得価額 から次の額を控 除したものを課税 標準額とする。① 1000万円、②800 万円、③100万円 ○側方衝突警報装 置搭載、歩行者検 知機能付き衝突 被害軽減制動装 置搭載車のうち 複数又は一部を 装備したバス等 及びトラック(ト ラック・トレーラ を除く。) 取得価額から車 種・車両総重量ご との対象装置搭 載状況に応じて 525万円、350万 円又は175万円 を控除した額を 課税標準額とす る。

3 令和4年度県税関係条例改正の概要

(1) 令和4年6月24日公布、条例第35号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	
			地方税法	県税条例
個人県民税	退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者を有する給与所得者等は県民税に 関する申告書を提出しなければならないこととする。	令和5年1月1日	第45条の3の2、 第45条の3の3	第34条の5、第34 条の6
	住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度まで、居住年を令 和7年まで延長する。			
不動産取得税	上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる。	令和6年1月1日	附則第33条の2	附則第11条の2の6
	不動産を取得してから60日以内にその取得について登記所に登記の申請をした 場合は、不動産の取得の申告義務を課さないこととする。	令和5年4月1日	第73条の18第2項	第62条第3項

(2) 令和4年6月24日公布、条例第36号 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	
			地方公共団 体等を定める省令	地方活力向上地域における県税の特例 に関する条例
個人事業税 法人事業税 不動産取得税	事業税の課税免除等の対象となる整備計画の認定期間を2年間延長する。	公布の日	第2条	第2条、第3条
	事業税の課税免除等の対象となる特別償却設備の設置期間について、計画認定 の日から3年を経過する日までとする。			

(3) 令和4年9月30日公布、条例第47号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日	根拠	
			エネルギーの使用の合理化及び非化石 エネルギーへの転換等に関する法律	県税条例
自動車税種別割	引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律をエネルギーの使用の合理 化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に改める。	令和5年4月1日	題名	附則第21条の4

(4) 令和4年12月23日公布、条例第52号 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日		根拠条文	
		令和5年4月1日	—	地方税法	産業廃棄物処理税条例
産業廃棄物処理税	産業廃棄物処理税を5年間延長する。	令和5年4月1日	—	—	—

(5) 令和5年3月20日公布、条例第25号 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日		根拠条文	
		令和5年10月1日	—	地方税法	県税条例
狩猟税	収入証紙の廃止に伴い、狩猟税の納付方法を収入証紙から現金に改める。	令和5年10月1日	—	—	第166条

(6) 令和5年3月31日公布、条例第33号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税目	改正内容	改正する条例の施行年月日		根拠条文	
		令和5年4月1日	—	地方税法	県税条例
個人県民税	特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定の条件に、指定前1年以内に指定の条件に適合していたこと及び総務大臣の報告の求めに対して虚偽の報告をしたことがないことを加える。	令和5年4月1日	—	第37条の2第2項	第32条の2第2項
不動産取得税	肉用牛の売却による事業所得に係る特例措置を3年延長する。	—	—	附則第6条	附則第7条
	優良住宅地造成等の為に土地の譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる特例措置を3年延長する。	—	—	附則第34条の2	附則第10条の2
	土地の譲渡所得に係る税率等の特例に係る停止措置を3年延長する。	—	—	附則第33条の3第4項	附則第12条第4項
	都市再生特別措置法に係る認定事業の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置を3年延長する。	—	—	附則第11条第7項	附則第14条の7
不動産取得税	心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額の規定を削除する。	—	—	旧附則第11条の4第1項	旧附則第17条第1項
	高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額措置を2年延長する。	—	—	附則第11条の4第1項	附則第17条の2

	<p>宅地建物取引業者による改修工事対象住宅又は改修工事対象住宅用地の取得に對して課する不動産取得税の減額措置を2年延長する。</p>		附則第11条の4第2項、第4項	附則第17条の2の2、附則17条の2の3
自動車税	<p>2025年日本国際博覧会の参加者及び2025年日本国際博覧会協会に家屋を無償で貸与する者が、博覧会の終了の日から6月を経過する日に一定の家屋を所有しているときは、不動産取得税を課することとする。</p>		附則第10条の2	附則第19条
環境性能割	<p>一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が知事の指定した路線の用に供する一般乗用バスを取得した場合の非課税措置を、2年延長する。</p>		附則第12条の2の10	附則第21条の3の4
自動車税種別割	<p>昇降リフト付きバス等の課税標準の特例措置を2年延長する。</p>		附則第12条の2の13第1項～第3項	附則第21条の3の6第1項～第3項
	<p>側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を備えた8トン超のトラックを令和6年4月30日までに取得した場合には、取得価格から350万円を控除する。</p>		附則第12条の2の13第4項	附則第21条の3の6第4項
	<p>側方衝突警報装置を備える8トン超のトラックに係る課税標準の特例措置を13月延長する。</p>		附則第12条の2の13第5項	附則第21条の3の6第5項
	<p>歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を備えるバス等を令和7年3月31日までに取得した場合には、取得価格から175万円を控除する。</p>		附則第12条の2の13第6項	附則第21条の3の6第6項
	<p>グリーン化特例（重課）の適用期限を3年延長する。</p>		附則第12条の3第1項	附則第21条の4第1項
	<p>グリーン化特例（軽課）を3年（営業用の乗用車に係る税率の50%軽減については2年）延長する。</p>		附則第12条の3第2項、第4項	附則第21条の4第2項、第4項

4 県税等の岡山県と全国との比較

(1) 歳入総額中に占める県税割合の推移の全国との比較

(単位：百万円, %)

区分 年度	岡山県				全国					
	一般会計 歳入総額	左の伸長率 %	県税収入額	左の伸長率 %	構成比 %	都道府県 歳入総額	左の伸長率 %	都道府県税 収入額	左の伸長率 %	構成比 %
H22	693,381	96.3	192,255	94.9	27.7	50,066,112	98.2	15,932,318	96.5	31.8
H23	677,951	97.8	191,399	99.6	28.2	52,146,455	104.2	15,735,438	98.8	30.2
H24	666,405	98.3	192,851	100.8	28.9	50,937,229	97.7	16,116,742	102.4	31.6
H25	685,670	102.9	197,933	102.6	28.9	51,572,618	101.2	16,809,190	104.3	32.6
H26	677,722	98.8	212,018	107.1	31.3	51,694,957	100.2	17,794,000	105.9	34.4
H27	737,559	108.8	239,707	113.1	32.5	52,049,884	100.7	20,142,594	113.2	38.7
H28	696,450	94.4	235,041	98.1	33.7	51,623,090	99.2	20,251,648	100.5	39.2
H29	686,922	98.6	238,325	101.4	34.7	50,889,504	98.6	20,542,835	101.4	40.4
H30	698,538	101.7	234,419	98.4	33.6	50,372,813	99.0	20,620,136	100.4	40.9
R 元	722,372	103.4	233,066	99.4	32.3	50,913,965	101.1	20,703,561	100.4	40.7
R 2	830,376	115.0	231,106	99.2	27.8	61,894,101	121.6	20,524,577	99.1	33.2
R 3	909,488	109.5	251,182	108.7	27.6	68,324,335	110.4	22,203,878	108.2	32.5

(注) 全国欄は、総務省発行「令和4年度 地方税に関する参考計数資料」による。

ア 都道府県歳入総額は、普通会計分である。

イ 都道府県税収入額は、東京都特別区内において都税として徴収した市町村税相当分を含み、特別区が徴収した道府県税相当分を含まない。

ウ 地方消費税は、都道府県間における清算後の額

(2) 令和4年度税目別収入状況の全国との比較

(単位：百万円、%)

税目	区分	調定額 (岡山県)	収入額 (岡山県)	収入率		調定額対前年度伸長率		収入額対前年度伸長率		収入額構成比	
				岡山県	全国	岡山県	全国	岡山県	全国	岡山県	全国
個人県民税		51,907	50,419	97.1	97.3	101.1	102.4	101.1	102.5	18.4	22.1
法人県民税		6,144	6,109	99.4	99.3	105.0	102.6	104.6	102.7	2.2	2.6
利子割県民税		183	183	100.0	100.0	53.4	82.4	53.4	82.4	0.1	0.1
配当割県民税		2,599	2,599	100.0	100.0	84.9	92.7	84.9	92.7	0.9	1.0
株式等譲渡所得割県民税		2,040	2,040	100.0	100.0	59.6	59.3	59.6	59.3	0.7	0.8
個人事業税		2,242	2,161	96.4	97.5	97.7	116.3	97.5	115.9	0.8	1.3
法人事業税		61,233	61,081	99.8	99.7	111.5	110.5	111.5	110.5	22.3	25.5
地方消費税譲渡割		50,940	50,940	100.0	100.0	99.8	93.6	99.8	93.6	18.6	20.4
地方消費税貨物割		43,727	43,727	100.0	100.0	163.1	131.3	163.1	131.3	16.0	10.8
不動産取得税		4,575	4,509	98.5	97.4	106.7	106.3	107.5	106.7	1.6	2.0
県たばこ税		2,147	2,147	99.9	100.0	105.1	105.7	105.1	105.7	0.8	0.7
ゴルフ場利用税		666	662	99.4	99.9	101.2	100.6	100.6	100.7	0.2	0.2
自動車取得税		20	20	100.0	-	-	-	-	-	0.0	-
軽油引取税		19,667	19,335	98.3	98.8	99.0	99.2	98.9	99.3	7.1	4.5
自動車税環境性能割		1,887	1,887	100.0	100.0	142.0	134.5	142.0	134.6	0.7	0.6
自動車税種別割		25,660	25,584	99.7	99.5	100.6	100.5	100.5	100.5	9.3	7.4
旧自動車税		38	3	7.6	14.2	53.0	58.7	24.5		0.0	0.0
鉦区税		11	11	100.0	99.1	99.3	96.6	99.3	97.6	0.0	0.0
狩猟税		16	16	100.0	100.0	96.3	97.2	96.3	97.2	0.0	0.0
法定外目的税		527	527	100.0	99.3	95.0	129.5	101.7	134.3	0.2	0.0
合計		276,229	273,960	99.2	99.1	109.0	104.2	109.1	104.3	99.9	100.0

(注) 1 全国の収入率及び収入額対前年伸長率は、地方行政調査会「地方行政調査資料第6880号、2022年度都道府県税決算見込額調べ」による。

2 全国の収入額構成比については、上記地方行政調査資料をもとに当県で算出した。

5 税務事務の電算処理のあゆみ

(1) 個人事業税

- 昭和42年度 課税関係統計資料の電算作成
納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 昭和48年度 督促状発付前までの収入金の電算処理による収入消込を開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(2) 自動車税

- 昭和41年度 第2期分から課税関係統計資料の電算作成
納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 昭和44年度 所有権留保者に対する納税通知書及び督促状の電算作成
- 昭和47年度 48年3月から自動車税分配テープ（自動車の登録事項（新規、変更、抹消）を記録したもの）の使用開始
- 昭和48年度 48年4月1日、自動車税事務所を設立し、自動車税及び自動車取得税事務を集中管理し、自動車税の収納消込事務の電算処理開始
49年3月30日、自動車税オンライン開通式
- 昭和49年度 電算機を導入
49年4月1日から自動車税オンラインシステムによる業務を開始
収納消込処理にOCR（光学式文字読取装置）を使用
- 昭和54年度 53年において、オンラインシステムを中心に自動車税電算処理システムの改善を行い、54年度から新システムによる事務処理を開始
オンライン用端末装置を新機種に入替（東備、井笠、高梁、阿新、真庭、津山、勝英の各地方振興局及び自動車税事務所）
- 昭和55年度 49年に設置していたオンライン用端末装置を新機種に入替（岡山及び倉敷地方振興局）
- 昭和62年度 62年4月、税務課電算開発プロジェクトチームにおいて、「自動車税漢字システム」の研究開発に着手
63年1月からの自動車税分配テープ漢字化に伴う漢字化項目の取り込み開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(3) 鉱区税

- 昭和50年度 定期課税について、課税関係統計資料、調定決議書及び納税通知書、督促状発付前までの収入金を収入消込後、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(4) 法人県民税・事業税

- 昭和49年度 49年9月、税務事務電算トータル・オンライン・システムを構想、5か年計画で開発に取り組み、初年度において法人県民税・事業税の開発研究に着手
- 昭和52年度 法人県民税・事業税の課税事務について、52年4月から井笠地方振興局をテストケースとして電算処理を実施し、その他の地方振興局は53年度実施を目途に宛名マスタと課税マスタを作成
- 昭和53年度 法人県民税・事業税の課税事務について、53年4月から電算処理を開始
- 昭和54年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、54年4月から電算処理システムの開発に着手
- 昭和55年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、55年10月から倉敷地方振興局をテストケースとして電算処理を実施
- 昭和57年度 法人県民税・事業税の収納管理事務について、57年4月から岡山・倉敷両地方振興局において電算処理を開始
- 平成元年度 元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(5) 税務事務トータル・オンライン・システム

昭和62年度	62年4月、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、平成元年度（一部税目については2年度）稼働開始を目的に「税務事務トータル・オンライン・システム」の研究開発に着手
昭和63年度	63年10月、東備局に新端末機を設置し、11月から並行ランを開始
平成元年度	元年1月、残る各局・所に新端末機を設置し、2月から並行ランを開始 同年4月、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税について新システムによる事務処理を開始 同年5月、自動車税定期課税事務の漢字化開始
平成2年度	2年4月、税務事務トータル・オンライン・システムの全面稼働
平成6年度	6年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の構想に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発（課税システム5税目（自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税の再構築））構想を発表
平成7年度	7年4月から県税事務能率研究会直税部会を召集し調査研究に着手 同年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画を策定 同年10月、2年に設置した全事務所のオンライン用端末装置を新機種に入替 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画の了承
平成8年度	8年4月、税務課に電算開発班を設置し、2か年計画で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の進捗状況の報告
平成9年度	9年9月1日から自動車税システム、口座振替システム及び宛名システムについてシステムによる事務処理を開始 10年3月30日から法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税の各システム、収納システム及びその他システムについて新システムによる事務処理を開始し、新システムが全面稼働
平成13年度	13年4月、自動車二税申告(報告)書様式の全国統一に伴い、自動車二税OCRシステムの再開発に着手
平成14年度	14年4月、自動車二税申告書OCRシステムによる事務処理を開始 同年4月、滞納整理支援システムの開発に着手 同年12月、産業廃棄物処理税のシステム開発に着手
平成15年度	15年4月、滞納整理支援システムを稼働 同年4月、産業廃棄物処理税システムを稼働 同年4月、自動車税分配テープの仕様変更に伴い、自動車税の異動処理の再開発に着手 同年10月、法人事業税の外形標準課税システムの開発に着手 同年10月、県民税配当割・株式等譲渡所得割の課税システムの開発に着手 16年1月、自動車税分配テープの新フォーマットでのデータ搬入開始 同年2月、県民税配当割・株式等譲渡所得割システムについて事務処理を開始
平成16年度	16年11月、外形標準課税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始
平成17年度	17年12月、法人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成18年度	18年7月、個人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成19年度	19年8月、自動車税のコンビニ収納及び郵便振替サービスのシステム開発に着手 20年3月、法人二税について電子収納による事務処理を開始
平成20年度	20年4月、自動車税定期課税分についてコンビニ収納及び郵便振替MTサービス対応を開始 同年7月、地方法人特別税のシステム開発に着手
平成21年度	21年4月、地方法人特別税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始

平成22年度	22年4月、税務課に電算開発班を設置し、税務事務トータル・オンライン・システムの再開発に着手
平成25年度	25年4月、新税務事務トータル・オンライン・システムの稼働開始
平成26年度	26年8月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステム改修に着手
平成27年度	28年1月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの一部稼働開始
平成28年度	28年4月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの全面稼働

(6) 電子申告・電子納税

平成13年度	総務省が地方税電子申告モデルシステム開発に着手
平成14年度	14年10月、モデルシステムのフィールド実証実験を本県及び神奈川県で実施 同年12月、地方自治体における電子申告システム構築の参考として、モデルシステム仕様書が総務省から全自治体に配布
平成15年度	15年8月、全国統一の電子申告システムの導入に向け「地方税電子化協議会」が設立される。(会長に石井正弘岡山県知事が就任。) 法人県民税・事業税に係る電子申告システムの開発に参加
平成16年度	17年1月21日、パイロット団体として法人県民税・事業税の電子申告システムの利用届出の受付を開始し、同年2月1日から申告書の受付を開始
平成17年度	法人県民税・事業税に係る税制改正及び電子申告税目拡大等の二次開発に対応するため、電子申告試験用審査サーバを構築
平成19年度	法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能(二次開発)の開発に参加
平成20年度	20年3月、法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能の稼働開始
平成22年度	システム運用方式を「個別構築型」から「ASP利用型」に変更
平成22年度	23年1月、所得税確定申告書データ送信システム(国税連携システム)の稼働開始
平成24年度	電子申告利用率が50%を突破
平成25年度	全市町村が電子申告を導入
令和元年度	地方税共通納税システム稼働開始に伴い、法人県民税・事業税の電子収納機能を同システムに移行
令和3年度	地方税共通納税システムの対象税目に県民税利子割・配当割・株式譲渡所得割が追加となり、令和3年10月、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入の電子化に対応
令和4年度	5年1月、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る地方税共通納税システムでの納付に対応
令和5年度	5年4月、自動車税種別割について、地方税共通納税システムでの地方税統一QR(eL-QR)を用いた納付に対応 同年10月、県たばこ税・ゴルフ場利用税の申告及び納入の電子化に対応

(7) ワンストップサービス(OSS・軽自動車OSS)

平成18年度	OSSシステム開発要員2名を配置し開発に着手
平成19年度	国の方針変更により、一部業務を除く仕様が提示されないこととなったため、開発を一時中断
平成27年度	27年10月、OSSシステムに係るシステム開発に着手
平成29年度	30年2月、OSSシステムに係るシステムの稼働開始
令和4年度	4年4月、軽自動車OSSシステムに係るシステム開発に着手 5年1月、軽自動車OSSシステムに係るシステムの稼働開始

6 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

(1) 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

税務事務トータル・オンライン・システム(以下「税トータルシステム」という。)とは、県税の全税目について、課税、更正等の課税処理から収納、督促、還付等の収納管理、決算、統計等の税務事務全般にわたる統合的な処理を行うための電算処理システムである。

(2) 税トータルシステムの一次開発の経緯

税務事務の電算処理は、昭和41年頃から自動車税、法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税と単独税目ごとにシステムの開発が行われ、個別のシステムごとに運営されていた。

しかし、個別システムごとの開発であることから、収納消込や還付等の収納システムで税目間の統一性、整合性が考慮されておらず帳票等も統一されていなかったため、事務処理に不便をきたしており、さらに昭和63年1月に自動車税分配テープの漢字化に伴い、他のシステムについても漢字化が望まれていた。

また、昭和61年4月稼働の統合財務会計システムとの整合性がとれていなかったこと等の問題があり、個別の電算システムの改善を図り、収納管理業務について全税目を一元管理し、決算処理まで行えるシステムの実現を目指すとともに、納税者サービスの向上を図ることを目的として税トータルシステムの開発を行うこととなった。

開発は、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、昭和62年度から平成元年度にかけて進められ、平成2年4月に全面稼働した。

(3) 税トータルシステムの二次開発の経緯

平成2年4月から稼働していた税トータルシステムでは、予算上の制約や開発期間の長期化の抑制等の理由により、既存システムを流用することで開発が行われた。このため、課税システム5税目については、開発以来20年以上経過した古いシステムを使用しており、老朽化が著しく、自動車の登録番号(分類番号)の3桁化、西暦2000年問題及び税制改正に十分対応できていない等数多くの問題を抱えていた。

これらの問題の解決を図るために、平成7年4月から税トータルシステムの二次開発の調査・研究に着手し、並行して県税事務能率研究会直税部会を設け、二次開発における事務改善の検討を行った。

また、新システムの基本計画の策定に取りかかり、開発の基本方針、対象税目、その他の旧システムとの整合性、開発日程及び効果等の検討をすすめ、平成7年9月に二次開発基本計画を策定し、この基本計画に基づいて、平成8年4月、税務課に電算開発班(職員7名)を設置し、2か年計画で課税システム5税目(自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税)の再構築並びに宛名システム、収納システム及びその他の課税システムの改善等の開発を行った。

そして、二次開発したシステムのうち、自動車税システム、宛名システム、口座振替システムは平成9年9月1日から、法人二税をはじめその他のシステムは平成10年3月30日から稼働している。

(4) 税トータルシステムへの機能追加

1) 自動車二税申告書OCRシステム

自動車税・自動車取得税の申告(報告)書様式が全国統一されることに伴い、自動車税システムの自動車二税OCRシステムの再開発に平成13年4月から着手し、平成14年4月から稼働している。

2) 滞納整理支援システム

滞納整理事務についてのシステム開発が行われていなかったため、平成12年度から県税事務能率研究会管理部会を設置し、研究・検討を行い、平成14年度においてシステムを開発し、平成15年4月から稼働している。

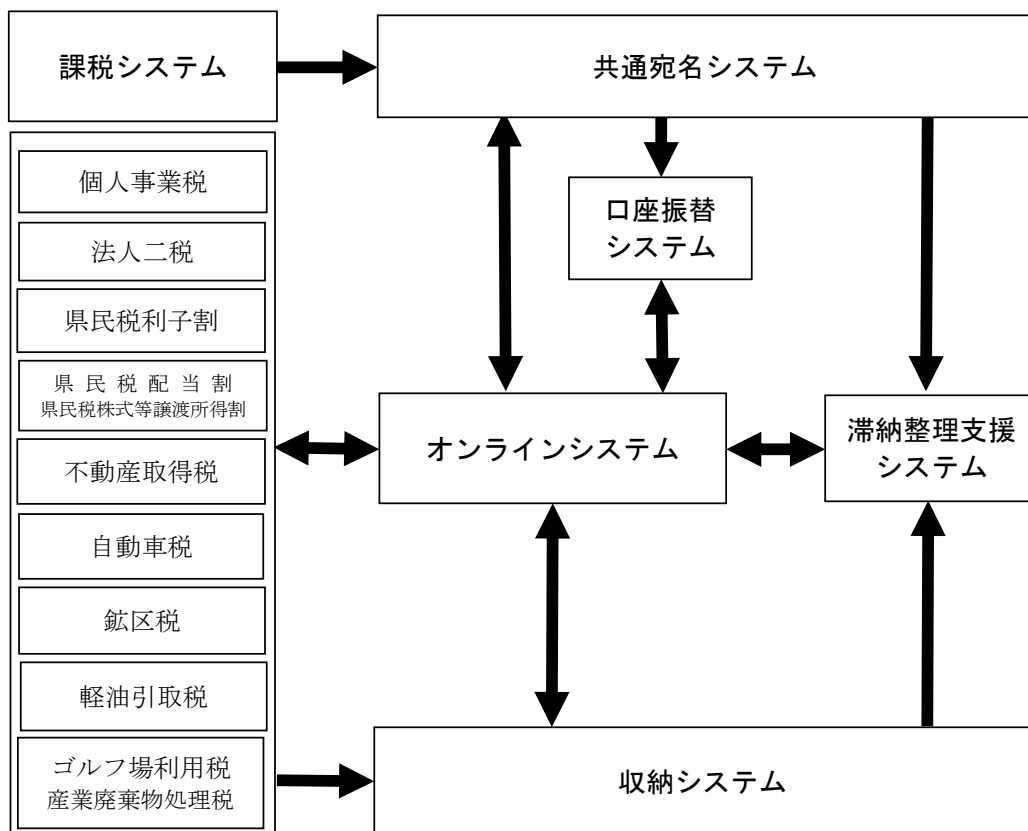
(5) 新税トータルシステムの開発の経緯

企画振興部情報政策課により、平成21年2月策定された「情報システム最適化計画」に基づき基幹システム（給与、財務、税務）をはじめとする汎用機システムがオープンシステムとして再構築されることとなった。

本システムは、平成21年度より再開発にかかる調査・研究に着手し、並行して県税事務研究会電算部会で、コンビニ収納及び口座振替の拡大・滞納整理支援機能の強化・財務会計システム及び電子申等外部システムとの連携強化等新システムの機能概要（システム化する業務範囲、入出力の方法や種類等）及び事務改善の検討を行った。

また、新システムについて、平成21年度に基本計画（システム構想及び調達仕様）の策定に取りかかり、開発の基本方針・機能概要・旧システムとの整合性等の検討をすすめ、平成22年3月に新システム開発基本計画を策定し、この計画に基づいて、平成22年4月、税務課に電算開発班（職員6名）を設置し、平成24年度にかけての3カ年で情報政策課設置の共通基盤（サーバ）を中核として、データの入出力・検索等はWeb化し、各職員の業務用パソコンより行うオープンシステムとして開発を行い、平成25年4月に全面稼働した。

(6) システム構成図



(7) システムの特徴及び開発の効果

1) システムの特徴

- ア) オンラインリアルタイム更新処理の採用
- イ) Web化によるオープンシステムの採用
- ウ) 配信機能の強化
- エ) 自動車税申告書のOCR処理及び文書電子ファイリングシステムの採用
- オ) 自動車税納税証明書自動発行機の採用
- カ) 口座振替システムの構築
- キ) 各種情報をクライアントPCで検索・集計機能の採用（EUC）

2) 開発の効果

ア) 定性的効果

- ・ リアルタイム処理による事務処理の迅速化及び正確性の向上
- ・ 課税・収税データの即時更新により照会業務や納税証明書発行業務が迅速化されることによる納税者サービスの向上
- ・ 自動車税等申告書の電子ファイル化による整理、保管、検索業務量の軽減
- ・ 口座振替の促進による納期内納付の向上
- ・ システムの保守効率の向上による税制改正等に対する柔軟な対応

イ) 定量的効果

- ・ 事務量増加に伴う職員数増加の抑制
- ・ 事務量の繁閑の平準化による繁忙期における時間外勤務の減少
- ・ 課税事務の省力化を図り、調査、徴収部門を強化することによる増収効果

7 独自税制検討の経緯

(1) 地方税を考える研究会

- 平成12年度 5月庁内の検討組織として「地方税を考える研究会」を設置。廃棄物対策、NPOに対する優遇税制、自動車税のグリーン化について検討を行う。11月に報告書が取りまとめられる。
- 平成13年度 5月から水源かん養税の検討を始め、1月に報告書が取りまとめられる。
- ・ NPOに対する優遇税制については、平成13年4月から「特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」を施行。
 - ・ 自動車税のグリーン化については、平成13年度の地方税法附則の改正によって、平成14年度から2年間の特例措置として導入。

(2) 岡山県税制懇話会

- 平成13年度 5月県内外の有識者を構成員とする「岡山県税制懇話会」を設置。産業廃棄物処理税、水源かん養税について検討を行う。産業廃棄物処理税については12月に、水源かん養税については3月に検討結果が知事に報告され、両税の報告書が取りまとめられる。
- 平成15年度 水源かん養税について再検討を行い、10月に検討結果を取りまとめた報告書が知事に提出される。
- ※岡山県税制懇話会の開催状況については、次頁のとおり。

(3) 産業廃棄物処理税の導入

- 平成13年度 3月から4月にかけて、パブリックコメントに準じた形で県民の意見を募集、税導入の趣旨については概ね理解を得る。
- 平成14年度 4月から5月にかけて、岡山県産業廃棄物協会、各経済団体、法人会等に対し、税導入の趣旨等について説明を行う。6月県議会にて条例案が可決成立。9月総務大臣の同意を得る。12月から3月にかけて、特別徴収義務者、排出事業者、業界団体等を対象に説明会等を開催する。
- 平成15年度 4月「産業廃棄物処理税」を施行。

(4) おかやま森づくり県民税の創設

- 平成14年度 7月から12月にかけて、岡山、倉敷、津山の3会場で「おかやまの森林を考えるシンポジウム」を開催し、県民との意見交換を行う。シンポジウム参加者にアンケートを実施、税導入の趣旨については概ね理解を得る。12月水道事業の実態調査を実施、水道課税方式では、水道普及率が低く税負担の公平性が保てない地域があること、低所得者への全県的な配慮が困難であること等の課題が明らかになる。3月水道事業者の意見を聴取、課税対象を水道使用者に限定すること、水道事業者を特別徴収義務者とする事に対し強く反対。
- 平成15年度 6月県議会提案説明にて知事が水道課税方式の再検討を表明。税制懇話会にて再検討（7月、10月の2回開催）を行い、10月に報告書が知事に提出される（県民税均等割超過課税方式が提案される）。10月から11月にかけて、再検討案に対する県民からの意見募集及び岡山、倉敷、津山の3会場での説明会を実施する。11月県議会に「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例案」を提案。また、同議会の提案説明にて、知事が通称名を「おかやま森づくり県民税」とすることを表明。12月条例案が可決成立。（施行日は16年4月1日）
- 平成16年度 4月「おかやま森づくり県民税」を施行。

(5) 岡山県税制懇話会の開催状況

平成13年度

- 5月23日 第1回会議
○懇話会設置の趣旨説明、会長・副会長選出等
- 7月27日 第2回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 9月5日 第3回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 10月10日 第4回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 10月19日 第5回会議
○水源かん養税の検討
- 11月30日 第6回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 12月27日 第7回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 12月28日 知事中間報告
○産業廃棄物処理税
- 1月31日 第8回会議
○水源かん養税の検討
- 3月22日 第9回会議
○水源かん養税の検討
- 3月26日 知事報告
○水源かん養税

平成15年度

- 7月29日 第1回会議
○水源かん養税現行案の課題、他の課税方式の検討
- 10月3日 第2回会議
○水源かん養税の使途・具体的な税制度等の検討
- 10月15日 知事報告
○森林保全を目的とする新税（おかやま森づくり県民税）

平成19年度

- 6月8日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の導入後の状況について
- 7月12日 第2回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業と基金のあり方について
- 8月28日 第3回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業のあり方と報告書（骨子）について
- 10月23日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 11月9日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成20年度

- 5月22日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
- 7月8日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性等について
- 10月2日 第3回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途について
- 10月29日 第4回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途と報告書骨子について
- 11月11日 第5回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 11月13日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成24年度

- 6月4日 第1回会議
○産業廃棄物処理税に係る課題について
- 7月10日 第2回会議
○税制度と使途事業のあり方とそれらの周知、及び、事業成果の公表について
- 8月9日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書案(骨子)について
- 10月1日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書案について
- 10月5日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成25年度

- 6月25日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月22日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 9月5日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書(素案)について
- 10月9日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 10月11日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成29年度

- 6月1日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月27日 第2回会議
○使途事業の課題について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 9月28日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月4日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成30年度

- 5月24日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月2日 第2回会議
○森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 10月2日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月5日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

令和4年度

- 5月31日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月19日 第2回会議
○産業廃棄物の状況等について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 10月4日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月18日 知事報告
○産業廃棄物処理税

令和5年度

- 6月5日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月25日 第2回会議
○森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理等について
- 10月10日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月12日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

(6) 岡山県税制懇話会委員名簿

(令和5年10月12日現在)

氏名	役職	備考
岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
岡本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	

越 磨 潔	岡山経済同友会 環境・エネルギー委員会委員長	
千葉 喬三	中国学園大学・中国短期大学学長	
内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
藤原 裕里子	税理士	

(会長及び副会長以外の委員は五十音順、敬称略)

8 個人住民税特別徴収推進の取組

県内一斉実施の経過

- 平成21年 平成19年に行われた税源移譲により、個人住民税の課税額が増加したことに伴い、滞納額が増加。その圧縮対策として、県下一斉での特別徴収の推進を県が検討したことを契機に、県と一部の市町が参加して「給与特徴推進検討会」を2度開催し、特別徴収推進の検討開始
- 平成22年 「給与特徴推進検討会」を2度開催
(県による先進地視察の報告、県・市町村の役割分担を検討)
- 平成23年 8月 県副知事、各市町村副市町村長を構成員とする「個人住民税徴収対策会議」を開催
- 平成24年 8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
①市町村は、未実施の事業者にはパンフレット・案内文を郵送し、特別徴収へ切り替えるよう働きかけを行う。
②特別徴収への切り替えを行わない事業者へは、電話・訪問等で個別に働きかけを行う。
- 平成25年 「個人住民税特別徴収推進に係るワーキンググループ」を2度開催
特別徴収を行わない事業者については、特別徴収義務者として指定する方向で検討を進める。(平成25年度以降)
- 平成26年 6月 県内税理士会支部等へ特別徴収徹底への協力を要請
8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所(当面、従業員が3名以上の事業所)を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底する。
- 平成27年 9月 特別徴収義務者に係る指定予告通知を送付
10月 特別徴収義務者指定の説明会を開催(県内11会場)
- 平成28年 5月 特別徴収県内一斉実施
特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~7月)
- 平成29年 5月 特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~6月)
8月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
県内全市町村で取り組む特別徴収の徹底について、現在の基準を緩めることなく、引き続き着実に定着させるよう取り組む。
- 平成30年10月 「個人住民税徴収対策会議」を開催
○県・市町村共同アピール
県内全市町村で特別徴収の徹底に取り組み、現在の基準を緩めることなく、推進する。